

兵庫県公報

平成27年10月13日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	1

公布された法令のあらまし

●特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（条例第42号）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長の職が特別職とされたこと等を踏まえ、次の関係条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例
- 2 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 3 職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- 4 職員の子育て支援に関する条例

条 例

特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月13日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第42号

特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第1条 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 教育長

第7条第3項に後段として次のように加える。

この場合において、教育長については、職員等旅費条例第3条第4項、第4条第1項及び第38条中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

附則第11項中「100分の7、」の右に「教育長並びに」を加える。

別表第1副知事の款の次に次のように加える。

教育長	880,000円
-----	----------

（職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正）

第2条 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和38年兵庫県条例第33号）の一部を次のように改正する。

本則中「任命権者の」を「任命権者（教育長にあっては、教育委員会）の」に改め、本則第3号中「あつては」を「あつては」に改める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき、」を「基づく」に、「及び休暇」を「、休暇等」に改める。

第2条中「をいう」を「並びに教育長をいう」に改める。

第23条に次の1項を加える。

- 2 教育長について、この条例を適用する場合においては、第3条第5項、第4条第2項、第5条、第6条、第7条第1項、第10条、第11条の2第1項から第3項まで、第13条第1項、第15条第4項及び第20条中「任命権者」とあるのは、「県教育委員会」と読み替えるものとする。

(職員の子育て支援に関する条例の一部改正)

第4条 職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「をいう」を「並びに教育長をいう」に改める。

第28条の見出し中「県費負担教職員」の右に「及び教育長」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 教育長について、この条例を適用する場合においては、第25条及び第26条中「任命権者」とあるのは、「県教育委員会」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(教育長の給与等に関する条例の廃止)
- 2 教育長の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第49号）は、廃止する。